

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年9月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年9月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年9月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー松元店

鹿児島市石谷町1218番1 外15筆

2 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 駐輪場1 建物北側 9台

駐輪場2 建物西側 8台

イ 変更後 駐輪場1 建物北側 12台

駐輪場2 建物西側 5台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 荷さばき施設1 A棟北側 198平方メートル

荷さばき施設2 B棟西側 88平方メートル

イ 変更後 建物北側 63平方メートル

(3) 廃棄物等保管施設の容量

ア 変更前 廃棄物等保管施設1 建物内北東側 15立方メートル

廃棄物等保管施設2 建物内北東側 15立方メートル

廃棄物等保管施設3 建物内北東側 15立方メートル

イ 変更後 建物内北東側 19立方メートル

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 建物敷地西側及び北東側 2箇所

イ 変更後 建物敷地西側及び北東側 2箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 荷さばき施設1及び荷さばき施設2 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 24時間

3 変更年月日

(1) 2の(1), (2)及び(3) 令和3年5月15日

(2) 2の(4)及び(5) 令和2年9月15日

4 届出年月日

令和2年9月14日